

○竜王町木造住宅耐震診断員派遣事業実施要綱

(平成 16 年 3 月 26 日告示第 57 号)

改正 平成 18 年 7 月 26 日告示第 106 号 平成 25 年 11 月 19 日告示第 156 号
平成 29 年 4 月 28 日告示第 98 号 平成 30 年 3 月 30 日告示第 31 号
平成 31 年 3 月 29 日告示第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的として、耐震診断員を派遣して竜王町の区域内の木造住宅の耐震診断および補強案作成を実施する事業(以下「耐震診断員派遣事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断員 滋賀県が主催する滋賀県木造住宅耐震診断員養成講習会を受講および修了し、滋賀県木造住宅耐震診断員登録名簿に登録された者をいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年国土交通省告示第 184 号)に基づき国土交通大臣に認められた方法である一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法(以下「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。)に定める工法、国土交通大臣が認定した工法、一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価制度において評価を受けた工法、一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業において審査証明を受けた工法または愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の木造住宅耐震改修工法評価制度において評価を受けた工法を適用し、木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法または精密診断法に基づいて、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 2 条に規定する建築士が実施する耐震診断をいう。
- (3) 補強案作成 耐震診断員が、耐震診断により上部構造評点が 0.7 未満と診断された住宅について、上部構造評点を 0.7 以上に引き上げる耐震改修を行う際の補強案を作成し、あわせて当該補強案に係る改修費用の概算額を算出することをいう。

(事業内容)

第 3 条 町長は、耐震診断または補強案作成を希望する者に対し、予算の範囲内において、関係団体等への委託により耐震診断員を派遣して耐震診断または補強案作成を実施

し、その診断結果または改修費の概算費用および補強案を当該耐震診断または補強案作成を希望した者に報告するものとする。ただし、耐震診断の結果、上部構造評点等が 0.7 以上の場合には補強案作成は行わない。

2 前項の耐震診断または補強案作成に係る費用については、町の負担とする。

(事業対象建築物)

第 4 条 耐震診断員派遣事業の対象となる住宅は、次の各号すべてに該当するものとする。ただし、国、地方公共団体その他公的機関が所有するものは対象としない。

- (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工され、完成しているもの
- (2) 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの
- (3) 階数が 2 階以下かつ延べ面積 300 平方メートル以下のもの
- (4) 木造軸組工法のもので、枠組壁工法、丸太組工法の住宅でないもの
- (5) 大臣等の特別な認定を得た工法による住宅でないもの
- (6) この要綱に基づく耐震診断(補強案作成のみを希望する場合を除く。)または補強案作成を実施した住宅ではないもの
- (7) 補強案作成のみを希望する場合においては、この要綱に基づく耐震診断(平成 17 年度以前に旧滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルにより診断されたものを除く。)の結果、上部構造評点が 0.7 未満であること。

(事業対象者)

第 5 条 耐震診断または補強案作成の対象となる者は、前条の規定に該当する住宅の所有者であって町内在住者とする。

(実施申込書および診断決定通知書)

第 6 条 第 3 条による耐震診断または補強案作成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、耐震診断実施申込書(別記様式第 1 号。以下「実施申込書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 前項の実施申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 当該建築物の確認通知書の写しまたは登記事項証明書の写しなどで建築物の建築時期のわかるもの
- (2) 補強案作成のみを希望する場合は、この要綱に基づき作成された木造住宅耐震診断報告書の写し(この場合において、前号の書類の添付は省略することができる。)
- (3) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、前項の実施申込書が前2条に適合していると認めた場合には、速やかに耐震診断決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実施申込書の変更等)

第7条 申請者は、前条の規定による実施申込書の内容を変更または中止しようとするときは、耐震診断変更・中止届出書(別記様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(診断決定の取消し)

第8条 町長は、申請者が虚偽その他不正な手段により診断決定を受けた場合は、診断決定を取り消すことができる。

2 前項により診断決定を取り消した場合は、町長は申請者にその旨を通知しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成16年3月26日から施行する。

附 則(平成18年7月26日告示第106号)

- 1 この告示は、平成18年7月26日から施行し、平成18年度分から適用する。
- 2 平成18年12月31日までに、別に定める滋賀県木造住宅耐震診断マニュアルに基づいて耐震診断員が実施する無料簡易耐震診断については、なお従前の例による。

付 則(平成25年11月19日告示第156号)

この告示は、平成25年11月25日から施行する。

付 則(平成29年4月28日告示第98号)

この告示は、平成29年4月28日から施行する。

付 則(平成30年3月30日告示第31号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(平成31年3月29日告示第30号)

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式第 1 号(第 6 条関係)

耐震診断実施申込書

[別紙参照]

別記様式第 2 号(第 6 条関係)

耐震診断決定通知書

[別紙参照]

別記様式第 3 号(第 7 条関係)

耐震診断変更・中止届出書

[別紙参照]